

Tax and Management

T&M通信

～税務と経営～

2026年4月号

今月の経営チェックポイント✓

- 新年度が始まります。4月より令和8年度となります。
- 令和8年4月分からの国民年金保険料は17,920円(月額)になります。※口座振替で2年分前納すると17,370円、1年分前納すると4,510円、6ヶ月分前納すると1,220円の割引があります。
- 協会けんぽ(全国健康保険協会京都支部)の令和8年度の健康保険料率は9.89%、介護保険料率は1.62%です。
- 令和8年4月より雇用保険料率に変更されます。一般は13.5/1000(労働者負担5/1000、事業主負担8.5/1000)、一般以外の業種も変更となります。
- 4月、5月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は29日(水)が昭和の日です。

納税期限スケジュール

- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月30日(木)まで(京都市の場合)
※4月中に固定資産税の納税通知書が届きますので、そちらは保管いただくか、田中会計へお渡してください。(令和8年の確定申告の際に必要なになります。)
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出
納税通知書の交付を受けた日後3箇月以内
- 当事務所のゴールデンウィーク期間のお休みはカレンダー通りです。

T&M田中会計ホームページ2・3月更新記事案内

ホームページ『お役立ち情報』の2・3月の更新は以下の通りです。

- 知らないと損する! ? お金や税金ニュース 2026年2月 Vol.124
【2026年度税制改正大綱】
主な改正内容をチェック④

■知らないで損する！？お金や税金ニュース 2026年2月 Vol.125

【2026年度税制改正大綱】

主な改正内容をチェック⑤

■知らないで損する！？お金や税金ニュース 2026年3月 Vol.126

【2026年度税制改正大綱】

主な改正内容をチェック⑥

■知らないで損する！？お金や税金ニュース 2026年3月 Vol.127

【後期高齢者医療保険】

75歳以上の保険料に「金融所得」を反映へ

■経営サポートナビ2026年3月号

①中小企業向けの公的制度をご紹介

②賃上げ促進税制が縮小予定！

中小企業がおこなう賃上げ対策とは

③インフレ時代に

中小企業経営者が選ぶべき資産形成戦略

④なぜ日本の社長の平均年齢は60歳超、米国は45歳なのか？

数字が示す日米の事業承継の違い

⑤令和8年度 税制改正のポイント（中編）

⑥キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）

T&M田中会計ホームページ (<https://tam-jp.com/>)

T&M田中会計ホームページ「お役立ち情報ページ」(<https://tam-jp.com/msnavi/>)

